

## 65歳以上の方の介護保険料が決まります

介護保険制度は、40歳以上の人全員を被保険者（加入者）とした公的社会保障制度で、年齢により保険料の納付方法が異なります。

40歳～64歳までの方は、加入している医療保険の保険料と合わせて納め、65歳以上の方は、公的年金から天引きする「特別徴収」もしくは、納付書や口座振替などで支払う「普通徴収」のいずれかの方法で、佐賀中部広域連合へ納付していただいています。

65歳以上の方の平成21年度の介護保険料は、4月から6月までは暫定の金額（仮の徴収額）を徴収しています。6月に確定した平成21年度の住民税（市民税）に基づき、平成21年度の年額保険料を再計算します。再計算により決定した保険料の納入通知書は7月中旬に送付します。

## 65歳以上の介護保険料の納付方法

### 特別徴収（年金からの天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している方は、原則として年金から保険料を天引きします。4月・6月・8月の徴収額は仮に算定した金額ですので、今回決定した金額から仮の徴収額を差し引いた金額を、10月・12月・2月の3回に分けて年金から天引きします。年度途中で65歳になった方、佐賀中部広域（佐賀市／多久市／小城市／神崎市／神埼郡吉野ヶ里町）外から転入した方等は、おおむね6か月後から天引きを始めます。

### 普通徴収（納付書・口座振替）

老齢・退職・障害・遺族年金が年額18万円未満の方、年金を受給していない方、恩給等受給の方は、保険料を納付書または口座振替で納付していただきます。4月から7月までの徴収額は仮に算定した金額ですので、今回決定した金額から仮の徴収額を差し引いた金額を8月から3月までの8回に分けて納付していただきます。納付には口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

## 保険料の減免申請の受付を 7月下旬より始めます

保険料段階が第3段階の方には、平成21年度保険料の納入通知書に減免に関するお知らせを同封します。

### 第3段階

本人と世帯の全員が住民税非課税であるが、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円を超える場合

### 減免の対象となる方

- ① 1～⑤までの全てに該当する方
- ② 平成21年度の保険料が第3段階
- ③ 平成20年中の全収入が88万円以下（ほかに世帯員がひとりいる場合は129万円以下。以降はひとり増えるごとに41万円を加算）
- ④ 住民税課税者と生計をともにせず、住民税課税者に扶養をされていない（健康保険の扶養も含む）
- ⑤ 世帯全員の預貯金の合計が180万円以下（預貯金額には、国債・生命保険の返戻金等も含まれます）
- ⑥ 居住用以外の活用できる不動産がない方

### 申請の方法

次のものを持って、多久市福祉健康課または佐賀中部広域連合の窓口で申請してください。

### ●書類

納入通知書、平成20年中の収入がわかる書類（源泉徴収票など）、健康保険証、預金通帳・生命保険証書等

### ●印鑑

### 減免の額

申請後の審査で減免を承認した場合は、申請月以降の保険料を3分の1減額します。

8月末までに申請があった場合に限り、4月までさかのぼって減額をします。

減額の可否は決定後に通知します。

### ■問い合わせ

佐賀中部広域連合 業務課  
多久市福祉健康課  
高齡・障害者福祉係  
☎ 40-11135  
☎ 75-4823